

令和2年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(建設局, 建築住宅局, 神戸新交通(株))

神戸新交通(株)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 契約</b></p> <p><b>ア 業務着手の時期</b></p> <p>神戸新交通株式会社の契約事務取扱要綱では、契約の締結はその目的、金額、履行期限その他を記載した契約書を締結して行うものとされている。</p> <p>しかし、以下の業務では随意契約による契約を締結する前に業務に着手していた。</p> <p>発注者は、社内規定に基づいた契約手続きを確実に実施するよう、ガバナンスを強化するべきである。</p> <p>① ポートライナー2000 形車両の内部部品を新規製作し交換する業務において、予定していた作業時期に内部部品の納入が間に合わなくなる可能性が出てきたため、契約審査会での議決を受けたうえで、受注予定者へ業務の着手を指示していたもの。</p> <p>(神戸新交通(株)運輸技術部車両課)</p> <p>[No.70 PI 線 2000 形車両用 三菱電機製各機器 内部部品更新業務]</p> <p>② ポートライナー2000 形車両の腰掛修繕を行う業務において、契約前に受注予定者が補修部を作業場所へ搬出していたもの。</p> <p>(神戸新交通(株)運輸技術部車両課)</p> <p>[No.71 PI 線 2000 形車両 2 次車腰掛修繕業務]</p>	<p>どちらの場合も、いつまでに契約すれば支障なく業務が行えるかの準備期間の把握が十分にできておらず余裕のない事務処理を行っていたことに併せ契約事務取扱要綱に基づいた事務処理を行うことについての認識不足とガバナンスが欠如していた事が原因である。</p> <p>今後は余裕をもった事務処理を行うとともに、契約事務取扱要綱に基づいた取扱いをするよう、令和3年2月22日及び25日の車両課内係会議で周知徹底した。また、令和3年3月8日及び29日の役員・部課長会にて本件の報告を行い、契約事務取扱要綱の遵守及びその確認手続きのルール化を全社に周知徹底した。</p> <p>更に、再発防止の取り組みとして、監査室による内部監査にて、定期的に契約事務取扱要綱等の遵守状況を確認し、ガバナンスの強化に努める。</p> <p>なお、ガバナンスの状況については、コンプライアンス委員会で評価を行った後、取締役会に提言・報告を行っていく。</p> <p>(監査委員意見)</p> <p>契約事務取扱要綱の遵守状況とガバナンスの強化状況について、今後確認を行う必要がある。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(2) 重点項目</b>  <b>バリアフリーや外出支援対策などユニバーサル社会の実現に向けた取組</b></p>		
<p><b>ア 自転車歩行者道の段差</b></p> <p>本工事は、須磨区における道路の段差解消工事である。</p> <p>「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」では、「高齢者・障がい者等は、その運動能力の低下等により、少しの段差による歩行中のつまずきや滑りによるふらつき、転倒の頻度が健常者よりも高いため、これらを防止する観点から、舗装面を平坦に仕上げなければならない。」とされている。</p> <p>しかし、本工事の施工範囲内にある橋梁部において、段差を残したまま工事を完了している箇所があった。</p> <p>当該段差は本工事の施工対象外であり、かつ、橋梁の専門知識を持った会社による詳細な調査と施工が必要なことから、別途工事とし、段差が解消されないまま工事を完了していたものである。</p> <p>本工事の直接的な工事内容ではないが、監督員は発注前の調査をより充実させ、施工範囲内に段差を認めた場合、仮舗装など応急対策を発注工事に加える、または、工事着手後であっても同様の措置を施すなど、安全な通行の確保を実施するべきである。</p> <p>(建設局西部建設事務所)  [No. 15 名谷環状線段差解消工事その 6]</p>	<p>本工事の施工対象外とした橋梁部の既設段差に対し、迅速な対応が実施できていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、本指摘内容について、細心の注意を払って監督員は工事発注前及び工事着手後の現地調査を行うこととする。その際に施工範囲内に段差を認めた場合、まずは速やかにコーン設置などの注意喚起を行うこととし、当該工事で段差解消を実施する又は、別途工事となる場合には、当該工事では仮舗装など応急措置を実施するなど適切な措置を図っていく。</p> <p>令和3年3月11日に工事担当職員に対しては、所内会を開催して、今回の概要を報告するとともに、再発防止の指導を行った。また、令和3年3月17日に建設局工事関係係長会においても、事例紹介を行い、再発防止を図った。なお、本指摘の段差については、既に段差解消工事を完了している。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(3) 積算</b></p> <p><b>ア 塗膜防水材料の数量等</b></p> <p>本工事は、中央区における小学校の外壁改修その他の工事である。</p> <p>建築工事では、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を算定する。しかし、本工事では、金属屋根への塗膜防水材料塗布の直接工事費の算定において、設計書に誤った数量を記入していたため、積算額が過大となっていた。</p> <p>また、「神戸市公共建築工事共通費積算基準」(以下「積算基準」という。)では、通常の建物 本体工事に含まれない工事については、共通費を低減することとしている。しかし、本工事では、積算基準で低減の対象としていない教室床改修工事を低減の対象としていたことから、積算額が過小となっていた。</p> <p>これらの結果、工事価格の積算額が過大となっていた。</p> <p>積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用等により、正確な数量の確認や積算基準に基づく適切な積算を徹底するべきである。</p> <p>なお、積算の誤りが判明した場合には、契約の状況等も踏まえながら、関係部局と調整のうえ、必要な措置を講じられたい。</p> <p>(建築住宅局建築課)</p> <p>[No. 34 湊小学校外壁改修他工事]</p>	<p>まず、塗膜防水材料の数量の誤りに関しては、内訳明細書のチェックの際、塗布対象面積の一部が未計上であると思い、その部位の面積を追加したところ、これが錯誤であり、追加した分が二重計上となったものである。次に、共通費の低減に関しては、本来、低減対象としない教室の床改修工事を誤って低減対象としてしまったもので、いずれも、その後のチェックで気づくことができなかったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、令和3年3月10日の課内会議で管理職に指摘事項について周知するとともに、再発防止のために研修資料を作成し、3月17日迄に課内全員が受講を終えた。</p> <p>さらに、積算の誤りを効率的に発見するため、同種工事の内訳明細データを蓄積し、工事内容や建物の規模と数量・金額の相関関係を分析することで積算の誤り発見に繋げる取り組みを始めた。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>イ 共通費の算定</b></p> <p>本工事は、長田区における児童館の外壁・屋上防水改修その他の工事である。</p> <p>「神戸市公共建築工事共通費積算基準」（以下「積算基準」という。）では、共通費の算定において、外壁改修工事や屋上防水改修工事については、専門性の高い工事として共通費を低減するとしている。</p> <p>しかし、本工事では、外壁改修工事及び屋上防水改修工事を低減の対象としていなかったため、積算額が過大となっていた。</p> <p>積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用等により、積算基準に基づく適切な積算を徹底すべきである。</p> <p>なお、積算の誤りが判明した場合には、契約の状況等も踏まえながら、関係部局と調整のうえ、必要な措置を講じられたい。</p> <p>（建築住宅局建築課）</p> <p>[No. 41 駒栄児童館外壁・屋上防水改修他工事]</p>	<p>本来、専門性の高い工事として共通費を低減する必要がある外壁改修工事や屋上防水改修工事を誤って低減対象としておらず、その事をその後のチェックで気づくことができなかったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、令和3年3月10日の課内会議で管理職に指摘事項について周知するとともに、再発防止のために研修資料を作成し、3月17日迄に課内全員が受講を終えた。</p> <p>さらに、積算の誤りを効率的に発見するため、同種工事の内訳明細データを蓄積し、工事内容や建物の規模と数量・金額の相関関係を分析することで積算の誤り発見に繋げる取り組みを始めた。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 重点項目</b> <b>高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策</b></p>		
<p><b>ア 高所での出来形測定</b></p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所 で作業を行う場合において、墜落により労働者に危 険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けること が困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器 具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止す るための措置を講じなければならないとされてい る。</p> <p>しかし、下記の工事において、高さが2m以上の箇 所からの出来形測定の際に、墜落制止用器具（安全 帯）の使用等、労働者の危険を防止するための措置を 講じていないことがあった。</p> <p>① 北区におけるトンネル築造工事において、高さ 2m以上の構造物上からの出来形測定の際に、墜落 制止用器具を取付ける柵の設置や墜落制止用器具 の使用等、労働者の危険を防止するための措置を 講じていなかった。法令に則した施工計画書を策 定し、安全な状態で出来形測定を実施するため工 程を工夫するなど、発注者、請負人双方が安全性を 確認した上で工事が実施できるよう請負人を指導 すべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所) [No. 11 (仮称) 有馬口トンネル築造工事]</p>	<p>高さが2m以上の箇所で行う場合 は、「労働安全衛生規則」に基づき、墜落に よる労働者の危険を防止するための措置を 講じる必要があることを、請負人が十分に 認識できていないことが原因である。また、 監督員の業者への指導も不十分であった。</p> <p>今後は、作業時はもちろんのこと出来形 計測時においても、現場の作業条件を踏ま え、安全対策を徹底するように請負人を指 導する。</p> <p>具体的な再発防止に向けた取り組みとし ては、令和3年3月3日に事務所内で工事 担当職員に対して報告を行った。また、令和 3年3月4日には北建設事務所安全対策協 議会を開催し、北建設事務所で行った請負 う業者に対して安全管理に関する周知徹底 を図った。加えて、令和3年3月17日には 建設局工事関係係長会において事例紹介を 行い、各建設事務所等への周知を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 重点項目</b> <b>高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策</b></p>		
<p><b>ア 高所での出来形測定</b></p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所 で作業を行う場合において、墜落により労働者に危 険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けること が困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器 具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止す るための措置を講じなければならないとされてい る。</p> <p>しかし、下記の工事において、高さが2m以上の箇 所からの出来形測定の際に、墜落制止用器具（安全 帯）の使用等、労働者の危険を防止するための措置を 講じていないことがあった。</p> <p>② 北区におけるトイレ新築工事において、浄化槽 等を設置するために、必要な勾配を確保しながら 掘削を行ったが、高さ2m以上の掘削上部からの出 来形測定（掘削深さ測定）の際に、墜落制止用器具 を取付ける柵を設置していたにもかかわらず、墜 落制止用器具を使用していなかった。</p> <p>高所の現場ではどのような作業においても、墜 落制止用器具の使用を徹底することを、現場作業 者全員が認識する必要がある。このことから、例 えば高所の現場での作業時には作業員同士で墜落 制止用器具着用の確認をさせるなど、請負人を指 導するべきである。</p> <p>（建築住宅局設備課） 〔No48 六甲最高峰トイレ新築機械設備工事〕</p>	<p>請負人及び現場の作業員が、高所におけ る出来形測定においても墜落制止用器具の 使用が必要であることの認識がなかったこ とが原因である。</p> <p>再発防止のため、本指摘事項の内容につ いて、令和3年2月4日の課内会議で管理 職への周知徹底を行い、その後の係会議で 担当者にも周知徹底を行った。</p> <p>今後は、現場説明時に安全管理に対する 指導を実施、及び事故事例の掲示による安 全作業の啓発を行い、高所での出来形測定 などにおいても墜落用制止器具使用の徹底 を指導する。これにより、請負人及び現場作 業員に安全への意識を高め、現場での不安 全行動をなくすように指導していく。</p>	<p>措置済</p>

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>ア 橋台背面アプローチ部の構造（設計）</b></p> <p>本工事は、西区における橋梁を架替する工事である。</p> <p>橋台背面アプローチ部について、「道路橋示方書・同解説」では、「地盤変位や地震の影響等の原因により橋台背面に著しい沈下が生じる場合においても通行機能の確保が必要な橋においては、沈下が生じた際に直ちに通行機能が大きく低下することのないようにするため、踏掛版の設置等適切な対策を講じることを標準とする。」とされている。当該橋梁は、国道 175 号と並走する 2 級市道上にあり、緊急輸送道路間を接続する代替ルートとなる可能性があるが、踏掛版等を設置する設計となっていなかった。地盤変位や地震による橋台背面の沈下が生じても路面の連続性を確保できるよう踏掛版の設置等の対策を検討されたい。</p> <p>（建設局西建設事務所） [No.23 福地橋架替工事]</p>	<p>関係諸基準の適用の仕方を誤っていたことが原因である。</p> <p>再発防止のため、令和 3 年 2 月 8 日には、事務所内の工事担当職員に対して、本意見の内容について共有するとともに、令和 3 年 3 月 23 日には、改めて工事に関わる職員を集め、周知徹底を行った。</p> <p>また、令和 3 年 3 月 17 日開催の建設局工事関係係長会においても事例紹介を行い、全建設事務所並びに関係部署に対して周知を図った。</p> <p>今後、橋梁架替等の難易度の高い工事においては、所内の他の工事担当職員に意見を求める場を作る等、設計図書の照査体制の充実を図っていく。</p> <p>なお、本橋梁については工事中であったため設計変更を行い、踏掛版を設置した。</p>	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
<p><b>イ 床掘側面の崩落対策（施工）</b></p> <p>本工事は、灘区における電線共同溝整備工事である。</p> <p>「土木工事共通仕様書」では、請負人は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならないとされている。</p> <p>本工事では、床掘側面の崩落が発生した際、その不安定な状態を放置したまま床掘りを進め、深さ測定等の作業を行っていた。</p> <p>舗装版の崩落による危険防止のため、直ちに崩落箇所上方の舗装版を除去するよう、発注者は安全管理の徹底について請負人を指導されたい。</p> <p>（建設局東部建設事務所）</p> <p>[No.4 八幡線電線共同溝整備工事（新在家駅北工区その1）]</p>	<p>安全面から直ちに崩落箇所の舗装版を除去するなどの措置を取るべきであり、請負人及び監督員の土木工事安全施工技術指針についての理解不足が原因である。</p> <p>再発防止として、当該工事の請負人に指導を行うとともに、令和3年2月19日に建設事務所内にて意見についての勉強会を実施し、関係法令・設計図書および必要な安全対策や対処法などを確認した。</p> <p>勉強会後には、担当監督員から各担当工事の請負人に対して、勉強会の内容を踏まえて安全管理の徹底について周知を行った。</p> <p>また、令和3年3月17日に建設局工事関係係長会において、意見と対応について周知を行った。</p>	<p>措置済</p>